

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	通信・放送システム災害対策促進税制の創設【国税】 (国税1)(法人税:義)
2	要望の内容	東日本大震災時における通信・放送サービスの広域的、長時間にわたる機能停止の発生を踏まえ、大規模災害時においても、電気通信事業者及び放送事業者が、継続してサービス提供するために必要となる以下の対象設備について、特別償却の措置を適用する。【新設】 ① 対象者 電気通信事業者及び放送事業者 ② 対象設備 ・非常用電源設備(商用電源の供給が停止した場合において、電気通信設備、放送設備に電力を供給するもの) ・災害発生時において通信・放送サービスの提供を維持するために必要な予備設備等 ③ 措置内容 取得価額の20%の特別償却
3	担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課、事業政策課 総務省情報流通行政局放送技術課、衛星・地域放送課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	2年間(平成24年4月1日から平成26年3月31日まで)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>東日本大震災に比肩する大規模災害発生時においても、国民生活、社会経済活動、行政機能を支える通信・放送サービスの継続的提供がなされるよう、国民の生命・身体安全確保や国家機能の維持等を担う情報通信基盤の更なる強化の実現を図る。</p> <p>このため、非常用電源設備、予備設備の導入について電気通信事業者等にインセンティブを付与するための税制優遇措置を講ずるものである。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>東日本大震災からの復興の基本方針(H23.7.29 東日本大震災復興対策本部)</p> <p>5 復興施策 (3) 地域経済活動の再生 ⑨ 交通・物流・情報通信 (iii)・・・次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。あわせてこれと一体的に情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備を進め、まちづくりと一体となった国民が安心して利用できる災害に強い情報通信ネットワークの構築に向けた取組を行う。</p> <p>5 復興施策 (4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり ⑤ 今後の災害への備え</p> <p>(V) また、最大規模の外力に対するリスク評価、防災拠点(災害に強い施設)・情報伝達体制・警戒避難体制の整備、社会基盤の防災対策の強化とルートの多重化、必要な技術開発、災害に強い供給網の構築、企業の事業継続の取組みの促進等を行う。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	24年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成19年総務省訓令第60号)】 V. 情報通信(ICT政策) 3. 放送分野における利用環境の整備 4. 情報通信技術利用環境の整備

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>2013（平成 25 年）年を目途に、大規模災害時においても通信・放送サービスの安定的な提供を行うための整備を促進し、更に信頼性の高い情報通信基盤を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>平成 24 年度から 2 カ年で、大規模災害時における商用電源の停止時においても、平時の通信・放送サービスの利用者数の約 7 割に対して、24 時間以上継続した通信・放送サービスの提供を達成する。</p> <p>また、通信・放送設備の被災時等においては、代替通信手段を講じ、更に迅速な復旧を達成する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置を講ずることにより、既に設備投資済みの非常用電源設備等への更なる追加投資等が促進され、これら設備の整備展開によって、国民の生命・身体の安全確保や国家機能の維持等を担う情報通信基盤の強化に寄与するものである。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>204 社（平成 24 年度、25 年度とも同数）</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者：56 社 東日本大震災を受けて安全・信頼性を確保するための対策を公表している電気通信事業者 6 社の他、電気通信事業者協会の会員になっている事業者のうち、ケーブルテレビ事業者及び放送事業者を除いた 50 社を加えたもの。 ・放送事業者：148 社 放送事業者へのヒアリング、アンケート等から、対象設備の導入が見込まれる事業者を算出したもの。
		② 減収額	<p>平成 24 年度 1,317 百万円、平成 25 年度 1,307 百万円</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者：839 百万円（平成 24 年度、25 年度とも同額） 各年度の設備投資予定額 13,992 百万円から算出したもの（設備投資予定額に特別償却率（20%）及び法人税率（30%）を乗じた結果。以下同じ。） ・放送事業者：平成 24 年度 478 百万円、平成 25 年度 468 百万円 平成 24 年度の設備投資予定額 7,970 百万円及び平成 25 年度の設備投資予定額 7,806 百万円から算出したもの
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 25 年度）</p> <p>本措置を講ずることにより、平成 24 年度から 2 カ年で、大規模災害時における商用電源の停止時においても、平時の通信・放送サービスの利用者数の約 7 割に対して 24 時間以上継続した通信・放送サービスの提供を実現。</p> <p>また、通信・放送設備の被災時等における速やかな代替通信手段の確保により、更に迅速な復旧を実現。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 25 年度）</p> <p>東日本大震災で明らかになった課題として、発災直後においては通信・放送設備が備える非常用電源設備等により一定時間の通信・放送サービスの提供が行われていたものの、これまでに類を見ない広域的な通信設備等への被害と、広域的、長時間に渡る商用電源供給の停止により、通信・放送施設の多くが機能停止する事態となったところ。</p>

			<p>本措置を講ずることにより、平成 24 年度から 2 カ年で、大規模災害時における商用電源の停止時においても、平時の通信・放送サービスの利用者数の約 7 割に対して 24 時間以上継続した通信・放送サービスの提供を実現。</p> <p>また、通信・放送設備の被災時等における速やかな代替通信手段の確保により、更に迅速な復旧を実現。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 25 年度）</p> <p>東日本大震災の教訓を踏まえ、今後想定される大規模災害に備えるためには、広域的な被害を受けた通信設備等への迅速な復旧対策と、広域的、長時間に渡る商用電源供給停止による通信設備等の機能停止への防止策を講ずることは、喫緊の課題。</p> <p>本措置のように民間企業の投資を加速するインセンティブがあれば、東日本大震災に比肩する大規模災害に対応した通信・放送サービスの情報通信基盤の整備促進が図れることになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 25 年度）</p> <p>本措置を講ずることにより、既に設備投資済みの非常用電源設備等への更なる追加投資の促進が見込まれる。これにより、大規模災害時における商用電源の停止時においては、通信・放送サービスの安定的な提供の実現が可能となる。また、通信・放送設備の被災時等においても、代替通信手段の確保によりさらに迅速な復旧の実現に資することが見込まれるため、税収減を十分に是認できるものと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>非常用電源設備等については、これまでの税制優遇措置により、一定程度整備が図られてきたところである。</p> <p>しかしながら、今回の震災の教訓から従前の備えでは、東日本大震災に比肩する大規模災害等時における通信・放送サービスの継続的提供は困難と言わざるを得ない。</p> <p>このため、早期に集中的な投資を喚起する効果を有する税制措置を講ずることにより民間事業者にインセンティブを付与し、大規模災害時における放送・通信サービスを継続する設備強化を促進させ、情報通信基盤の強化を図ることは、国民の生命・身体安全確保や国家機能の維持等を図る上で、極めて効果的かつ適正である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業用電気通信設備規則等において、本支援措置の一部の対象設備については設置を義務付けている。設置を義務付けている設備については、既存の設備に対して追加的な設置を促進するものであり、設置を義務付けていない設備については、新たな設置を促進するものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		<p>総務省が開催する「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方における検討会」の「中間とりまとめ（案）」において、</p> <p>① 被災した通信設備の復旧について、今回の取組のうち、有効な取組としてベストプラクティスとして共有しつつ、移動基地局の更なる配備や衛星回線の活用など、今回の対応を踏まえた応急復旧の対応の在り方について検討。</p> <p>② 電源の安定的確保を図る観点から、基地局の無停電化やバッテリーの長時間化の推進、移動電源車数の増加などが指摘されているところ。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化） 【国税】 （国税4）（法人税：義）	
2	要望の内容	増加型・高水準型の恒久化	
3	担当部局	情報通信国際戦略局技術政策課	
4	評価実施時期	平成23年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型：昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制：昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度：平成5年度創設 ・総額型：平成15年度創設 ・高水準型：平成20年度創設 	
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ・総額型（中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む）：期限なし ・増加型：平成23年度末まで ・高水準型：平成23年度末まで ・経済対策部分：（総額型控除上限20%→30%については平成23年度末まで。繰越期間は最長平成24年度末まで） 	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 （新成長戦略：平成22年6月18日閣議決定）</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>24年度概算における政策評価体系図</p> <p>【総務省政策評価基本計画（平成19年総務省訓令第60号）】</p> <p>V 情報通信（ICT政策）</p> <p>1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準（第1位）に維持する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用実績（うち、税法上の中小企業分） ＜本租税特別措置全体＞ 平成19年度 8, 479事業年度（5, 747事業年度） 平成20年度 7, 912事業年度（4, 657事業年度） 平成21年度 7, 172事業年度（4, 411事業年度） ＜増加型・高水準型＞ 平成20年度 907事業年度（430事業年度） 平成21年度 1, 544事業年度（1, 019事業年度） <p>（出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。</p>

なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されておらず、また増加型・高水準型の事業年度は平成20年度から表記されている。）

・将来推計（うち、税法上の中小企業分） 【算出根拠：別紙①】

〈本租税特別措置全体〉

平成22年度見込み 8,727事業年度（5,224事業年度）

平成23年度見込み 6,485事業年度（3,099事業年度）

平成24年度見込み 6,660事業年度（3,180事業年度）

〈増加型・高水準型〉 【算出根拠：別紙②】

平成22年度見込み 1,442事業年度（877事業年度）

平成23年度見込み 887事業年度（439事業年度）

平成24年度見込み 857事業年度（390事業年度）

（出典：平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推計）

・利用業種

下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【平成22年度増加型・高水準型 業種別内訳】

業種	利用企業数	（うち中小企業）
化学	44	3
電気機械	19	3
窯業	3	0
輸送用機械	7	3
精密機械	6	1
機械	13	3
その他	52	14

平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より

② 減収額

・減収額実績（うち、税法上の中小企業分）

〈本租税特別措置全体〉

平成17年度 5,663億円（307億円）

平成18年度 5,820億円（305億円）

平成19年度 6,269億円（167億円）

平成20年度 2,881億円（246億円）

平成21年度 2,565億円（131億円）

〈増加型・高水準型〉

平成20年度 178億円（14億円）

平成21年度 133億円（6億円）

（出典：国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」）

・将来推計（うち、税法上の中小企業分）

〈本租税特別措置全体〉 【算出根拠：別紙①】

平成22年度見込み 3,059億円（248億円）

平成23年度見込み 2,915億円（113億円）

平成24年度見込み 2,591億円（112億円）

〈増加型・高水準型〉 【算出根拠：別紙②】

平成22年度見込み 221億円（8億円）

		<p>平成23年度見込み 151億円(4億円) 平成24年度見込み 126億円(3億円) (出典：平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推計)</p>																																																																																																																																																										
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成15年～平成20年)</p> <p>現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.42%。主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。</p> <p>なお、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである点に留意。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="563 622 1444 1093"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>3.20</td><td>3.17</td><td>3.32</td><td>3.41</td><td>3.44</td><td>3.42</td></tr> <tr><td>中国</td><td>1.13</td><td>1.23</td><td>1.34</td><td>1.42</td><td>1.44</td><td>1.54</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>2.49</td><td>2.68</td><td>2.79</td><td>3.01</td><td>3.21</td><td>3.37</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>2.61</td><td>2.54</td><td>2.57</td><td>2.61</td><td>2.66</td><td>2.77</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.75</td><td>1.68</td><td>1.73</td><td>1.75</td><td>1.79</td><td>1.77</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>2.04</td><td>2.08</td><td>2.05</td><td>1.97</td><td>1.90</td><td>1.84</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>1.28</td><td>1.15</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.12</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>2.17</td><td>2.15</td><td>2.10</td><td>2.10</td><td>2.04</td><td>2.02</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>2.52</td><td>2.49</td><td>2.49</td><td>2.53</td><td>2.53</td><td>2.64</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>1.11</td><td>1.10</td><td>1.09</td><td>1.13</td><td>1.18</td><td>1.19</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」</p> <p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成15年～平成20年)</p> <p>我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="563 1570 1444 1995"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本</td><td>2.40</td><td>2.38</td><td>2.54</td><td>2.63</td><td>2.68</td><td>2.69</td></tr> <tr><td>中国</td><td>0.71</td><td>0.82</td><td>0.91</td><td>1.01</td><td>1.04</td><td>1.13</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>1.89</td><td>2.06</td><td>2.15</td><td>2.33</td><td>2.45</td><td>2.54</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>1.81</td><td>1.76</td><td>1.80</td><td>1.86</td><td>1.92</td><td>2.01</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>1.11</td><td>1.05</td><td>1.06</td><td>1.08</td><td>1.12</td><td>1.10</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>1.16</td><td>1.18</td><td>1.15</td><td>1.11</td><td>1.04</td><td>1.00</td></tr> <tr><td>ロシア</td><td>0.88</td><td>0.79</td><td>0.73</td><td>0.72</td><td>0.72</td><td>0.65</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>1.36</td><td>1.36</td><td>1.30</td><td>1.32</td><td>1.29</td><td>1.27</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>1.76</td><td>1.74</td><td>1.72</td><td>1.77</td><td>1.77</td><td>1.85</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>0.52</td><td>0.52</td><td>0.55</td><td>0.55</td><td>0.61</td><td>0.60</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」</p>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42	中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54	韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37	アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77	イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77	カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84	ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04	フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02	ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64	イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69	中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13	韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54	アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01	イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10	カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00	ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65	フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27	ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85	イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年																																																																																																																																																						
日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42																																																																																																																																																						
中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54																																																																																																																																																						
韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37																																																																																																																																																						
アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77																																																																																																																																																						
イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77																																																																																																																																																						
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84																																																																																																																																																						
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04																																																																																																																																																						
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02																																																																																																																																																						
ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64																																																																																																																																																						
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19																																																																																																																																																						
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年																																																																																																																																																						
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69																																																																																																																																																						
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13																																																																																																																																																						
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54																																																																																																																																																						
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01																																																																																																																																																						
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10																																																																																																																																																						
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00																																																																																																																																																						
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65																																																																																																																																																						
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27																																																																																																																																																						
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85																																																																																																																																																						
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60																																																																																																																																																						

		<p><今後の達成予測> 主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乘せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成22年度～平成31年度） 平成23年度の減収見込み額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。 なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成24年度～平成33年度までの10年間とした。</p> <p><増加型・高水準型> 平成24年度の減収見込み額における、各租税特別措置の効果 ・減収額：126億円程度（うち中小企業分3億円） ↓（マクロモデルによる計算） ・GDP押し下げ影響：約654億円（うち中小企業分：20億円）</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成24年度～平成33年度） 経済波及効果の試算（※23年度の経済産業省実施アンケートに基づく）</p> <p><本租税特別措置全体> ・平成24年度減収額 2,591億円（うち中小企業112億円） ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 大企業：1.26倍 中小企業：1.59倍 ・研究開発投資押上げ額 大企業：3,125億円（2480億円×1.26倍） 中小企業：177億円（112億円×1.59倍） ↓ GDP押し上げ効果（マクロモデルによる計算） 大企業：1兆2719億円 中小企業：728億円</p> <p>・平成24年度の本租税特別措置全体による減税が、平成24年度～平成33年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：<u>1兆3,447億円</u></p>
9	相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国においては、 <ol style="list-style-type: none"> ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く（72.5%。韓国に次いで2番目）、 ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い（98.5%）、 ③政府による企業への直接支援が少ない（0.9%、主要国中最低）。 ・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 ・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。 ・ 予算上の措置（委託費等）は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税

		<p>制措置による支援が適切と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度経済産業省アンケート結果によれば、「上乗せ措置が継続される保証がないが恒久措置となれば計画に考慮」と回答する企業が半数近く（42%）存在し、上乗せ措置の恒久化が研究開発投資促進の大きなインセンティブとなることが期待できる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 予算上の措置（委託費等）は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<ul style="list-style-type: none"> 法人税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

別紙①「本租税特別措置全体における適用数・適用金額の算定根拠」

試算方法

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）
 大企業：技術振興課（送付2,068社。回収844社（回収率41%））
 中小企業：中小企業庁（送付2,837社。回収626社（回収率22%））
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の本租税特別措置の適用数及び適用金額

試算方法：【本ページ「総額型における推計値」及び次ページ「増加型・高水準型における推計値」を合算し本租税特別措置全体の推計値としている】

「総額型における推計値」

①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率（端数あり）を算出

【適用数】（平成21年度国税庁調査：大企業2,236社、中小企業3,392社）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	3.7%	4.3%		<u>4.0%</u>
中小企業	1.5%	1.6%		<u>1.5%</u>

【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業2,307億円、中小企業125億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	27.7%	25.4%		<u>26.5%</u> +=
中小企業	1.6%	1.9%		<u>1.7%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】

	アンケート結果	平均カバー率	=	適用数（推計）
大企業	120社	4.0%	=	3,013社
中小企業	43社	1.5%	=	2,790社

【適用金額（推計）】

大企業	626億円	26.5%	=	2,357億円
中小企業	1.89億円	1.7%	=	108億円

総額型

5,803社

2,465億円

増加型・高水準型
（次ページ）

857社

126億円

本租税特別
措置全体

6,660社

2,591億円

別紙②「増加型・高水準型における適用数・適用金額の算定根拠」

試算方法

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）

大企業：技術振興課（送付2,068社。回収844社（回収率41%））

中小企業：中小企業庁（送付2,837社。回収626社（回収率22%））

国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の上乗せ措置の適用数及び適用金額

試算方法：①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率を算出

【適用数】（平成21年度国税庁調査：大企業525社、中小企業1,019社）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	6.1%	4.2%		<u>5.1%</u>
中小企業	3.0%	1.1%		<u>2.1%</u>

【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業127億円、中小企業6億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	62.3%	35.3%		<u>48.8%</u>
中小企業	1.9%	0.9%		<u>1.4%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】

	アンケート結果		平均カバー率	=	適用数（推計）	
大企業	24社	÷	5.1%	=	467社	} → 857社
中小企業	8社	÷	2.1%	=	390社	

【適用金額（推計）】

				=		
大企業	60億円	÷	48.8%	=	123億円	} → 126億円
中小企業	5百万円	÷	1.4%	=	3億円	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置【地方税】 (地方税6)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) ・ 要望内容 増加型・高水準型の恒久化
3	担当部局	情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p>
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP4%以上にする。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (新成長戦略:平成22年6月18日閣議決定)</p> <p>「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図るため、研究開発税制の維持等を図る。」 「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」 (日本国内投資促進プログラム(総理指示):平成22年11月29日決定)</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>24年度概算における政策評価体系図</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成19年総務省訓令第60号)】</p> <p>V 情報通信(ICT政策)</p> <p>1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)に維持する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>																																				
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。</p> <p>国税における利用実績（うち、税法上の中小企業分）</p> <p>平成19年度 8,479事業年度（5,747事業年度）</p> <p>平成20年度 7,912事業年度（4,657事業年度）</p> <p>平成21年度 7,172事業年度（4,411事業年度）</p> <p>【出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>（注）平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>国税及び本租特（地方税）を利用したことがある中小企業の割合</p> <p>平成19年度 59.6%</p> <p>平成20年度 52.0%</p> <p>平成21年度 51.1%</p> <p>【中小企業庁アンケート調査結果（22、23年度）より算出】</p> <p>以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。</p> <p>本租特における利用実績</p> <p>平成19年度 3,425事業年度</p> <p>平成20年度 2,421事業年度</p> <p>平成21年度 2,254事業年度</p> <p>したがって、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言いがたいといえる。</p> <p>また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <p style="text-align: center;">主な業種の本租特利用実績</p> <table border="1" data-bbox="563 1570 1350 1921"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金属製品工業</td> <td>11.8%</td> <td>9.7%</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td>精密機械工業</td> <td>11.8%</td> <td>11.1%</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>8.2%</td> <td>8.3%</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器工業</td> <td>8.3%</td> <td>6.9%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>食品工業</td> <td>7.1%</td> <td>8.3%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>電気機械工業</td> <td>5.9%</td> <td>56%</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>卸売・売業</td> <td>5.9%</td> <td>8.3%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業</td> <td>3.5</td> <td>2.8%</td> <td>4.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【中小企業庁アンケート調査結果(22、23年度)より算出】</p> <p>将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約2,500～3,000事業年度程度と推測される。</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%	精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5	化学工業	8.2%	8.3%	12.7%	輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%	食品工業	7.1%	8.3%	4.2%	電気機械工業	5.9%	56%	12.7%	卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%	ソフトウェア業	3.5	2.8%	4.2%
	平成20年度	平成21年度	平成22年度																																				
金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%																																				
精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5																																				
化学工業	8.2%	8.3%	12.7%																																				
輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%																																				
食品工業	7.1%	8.3%	4.2%																																				
電気機械工業	5.9%	56%	12.7%																																				
卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%																																				
ソフトウェア業	3.5	2.8%	4.2%																																				

	<p>② 減収額</p>	<p>地方税における減収額</p> <p>減収額実績</p> <p>平成16年度 29億円 平成17年度 53億円 平成18年度 53億円 平成19年度 29億円 平成20年度 43億円 平成21年度 23億円</p> <p>【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】</p> <p>平成22年度見込み 43億円 平成23年度見込み 20億円 平成24年度見込み 19億円</p> <p>【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果（23年度）より推計】</p> <p>（減収額実績の算出方法） 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>（参考）国税における減収額</p> <p>減収額実績（うち、税法上の中小企業分）</p> <p>平成16年度 4,235億円（167億円） 平成17年度 5,663億円（309億円） 平成18年度 5,820億円（305億円） 平成19年度 6,269億円（167億円） 平成20年度 2,881億円（246億円） 平成21年度 2,565億円（131億円）</p> <p>【出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>減収額見込み（うち、税法上の中小企業分）</p> <p>平成22年度見込み 3,059億円（248億円） 平成23年度見込み 2,915億円（113億円） 平成24年度見込み 2,591億円（112億円）</p> <p>【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果（23年度）より推計】</p> <p>（参考）国税のうち、増加型・高水準型における減収額</p> <p>減収額実績（うち、税法上の中小企業分）</p> <p>平成20年度 178億円（14億円） 平成21年度 133億円（6億円）</p> <p>【出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>減収額見込み（うち、税法上の中小企業分）</p> <p>平成22年度見込み 221億円（8億円） 平成23年度見込み 151億円（4億円） 平成24年度見込み 126億円（3億円）</p> <p>【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果（23年度）より推計】</p>														
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成15年～平成20年）</p> <p>我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率（単位：%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.20</td> <td>3.17</td> <td>3.32</td> <td>3.41</td> <td>3.44</td> <td>3.42</td> </tr> </tbody> </table>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年										
日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42										

中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54
韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37
アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77
イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02
ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.42%（2008年）であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2008年時点で2.69%という世界最高水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる（当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない）。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成15年～平成20年）

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、本租税特別措置の恒久化により、長期に安定した研究開発投資が促進されることで、政府目標である2020年度対GDP民間研究開発費比率3%以上の達成に寄与できる。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率（単位：%）

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成24年度～平成33年度)

増加型・高水準型相当分：

中小企業庁アンケート調査結果(平成23年度)より、平成24年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、増加型・高水準型相当分の減収額を3.3億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成24年度～平成33年度までの10年間とした。)

平成24年度の減税試算額における、租税特別措置の効果

平成24年度減収額 3.3億円(中企庁試算)

↓ 地方税に換算：0.173倍

平成24年度での地方税減収額：0.57億円

↓ 中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果：1.59倍

研究開発投資押上げ額：0.9億円

↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる試算)

10年間(平成24～33年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分)：約3億円

上記の試算に基づき、平成24年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成24年度～平成33年度の累計)は約3億円

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成24～33年度)

経済波及効果の試算 (※23年度の経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)

【研究開発税制全体(国税)】

・平成24年度減収額 2,591億円

(うち中小企業112億円 ※試算では小数点以下四捨五入前の111.5億円を使用)

↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果

大企業：1.26倍

中小企業：1.59倍

・研究開発投資押上げ額

大企業：3,125億円(2480億円×1.26倍)

中小企業：177億円(112億円×1.59倍)

↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)

大企業：1兆2719億円

中小企業：728億円

・10年間(平成24～平成33年度)累計のGDP押し上げ効果：約1兆3,447億円

※地方税部分

・平成24年度減収額 112億円 (※試算では小数点以下四捨五入前の111.5億円を使用)

↓ 地方税に換算：0.173倍

・平成24年度での地方税減収額：19億円

			<p>↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果：1.59倍</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発投資押上げ額：30億円（19億円×1.59倍） <p>↓ GDP押上げ効果（マクロモデルによる計算）：124億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年間（平成24～平成33年度）累計のGDP押上げ効果（地方税分）：約124億円
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国においては、</p> <p>①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く（72.5%。この値は米、英、独、仏、露、中、韓、日の8ヶ国中、韓国に次いで2位）</p> <p>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い（98.5%）、</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない（0.9%、上記8ヶ国中最低）。すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているといえる。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。</p> <p>研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>・予算上の措置（委託費等）は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置（委託費等）は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。（2009年版中小企業白書）。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）【国税】 (国税6) (法人税：義)
2	要望の内容	中小企業等が特定機械装置等の取得をした場合には、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除について、器具備品の試験機器等を対象設備に追加した上で、その適用期限を2年間延長する。
3	担当部局	情報流通行政局 情報流通振興課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車：車両総重量8トﾝ以上→3.5トﾝ以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月までの適用期間延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月までの適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月までの適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～同26年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やICT化への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政策集 INDEX2009 では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。</p> <p>中小企業白書(2010年版、閣議決定)において、中小企業投資促進税制は、「中小企業者の設備投資を促進し、生産性の向上を図る」措置として位置づけられている。</p> <p>新経済成長戦略2008改訂版(閣議決定)において、「生産性向上を図るため」の措置として、中小企業投資促進税制が位置づけられている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>24年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成19年総務省訓令第60号)】 V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進</p>

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業における機械装置・ICT投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を進め、多様で効率的なサービスの提供を可能にすることにより、経済の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①～③の指標をすべて満たすことを目標とする。</p> <p>① 設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>② 設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>③ 生産・営業用設備DI (DI = 「過剰」 - 「不足」) ±5ポイント程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>また、本税制措置の適用期間中は、中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率、設備投資実施企業割合、生産営業用設備判断DIについて、前年平均値と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の実業性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることができる。</p> <p>上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで、設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。</p> <p>本税制措置非利用企業における設備投資対キャッシュフローが約49%であるのに対し、利用企業は約86%と目標の80%を超えており、本税制措置による投資拡大に寄与している。</p> <p>また、本税制措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本税制措置が影響した」と答えた企業は約51%であり、企業の設備投資実施を大きく後押ししている。</p>
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>(過去5年間の適用数)(全省庁ベース)</p> <p>平成18年度 64,341社 平成19年度 64,156社 平成20年度 44,810社 平成21年度 32,398社 平成22年度 40,497社</p> <p>(将来の推計)(全省庁ベース)</p> <p>平成23年度 39,687社 平成24年度 39,073社 平成25年度 38,469社</p> <p>※ 平成18～20年度は、中小企業庁のアンケート調査より本税制と少額特例の利用者数比を算出し、それを中小企業実態基本調査の少額特例利用法人数に乗じて本税制の利用者数を推計</p> <p>※ 平成21～25年度は、本税制の対象となっている設備毎に中小企業実態基本調査等を元に設備取得額を算出し、それら合計額の年度毎の伸び率を乗じて推計</p>

平成 21 年度会社標本調査によると、本特例の利用中小法人は約 3 万 1 千法人となっており、想定外に僅少ではない。
 また、ほぼすべての業種がこの税制の適用対象となっており、税制の利用状況（平成 22 年度に中小企業庁が実施したアンケート調査）を見ても、以下のとおり想定外に特定の者に偏ってはいない。

業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業
割合 (%)	12.1	34.7	9.0	11.0	17.5
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他
割合 (%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9

② 減収額

（過去 5 年間の減収額試算）（全省庁ベース）
 平成 19 年度 2,300 億円
 平成 20 年度 2,560 億円
 平成 21 年度 2,500 億円
 平成 22 年度 1,288 億円
 平成 23 年度 1,322 億円 （出典：財務省による試算）
 （将来の推計）（全省庁ベース）
 平成 24 年度 1,419 億円 （中小企業庁による試算）
 ※ 本税制の対象となっている設備ごとに中小企業実態基本調査等を基に設備取得額を算出し、減収額を推計

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 18 年度～25 年度）
 本税制は、一定の価格要件を課すことにより生産性の高い設備取得を促進するものであり、実際に約 3 万社の中小企業に利用されている。さらに、本税制による設備投資の押し上げ効果が 1.22 倍と測定されており、経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備や ICT 化への投資の加速に寄与していることが伺える。

8 ①に記載のとおり、将来的にも引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 18 年度～25 年度）

平成 16 年（2004 年）以降、平成 20 年（2008 年）第Ⅲ四半期まで設備投資は堅調に推移（企業の投資性向である「設備投資対キャッシュフロー比率」も上昇傾向で推移）。しかし、平成 20 年第Ⅳ四半期以降、世界的な金融危機を背景とする景気の急落により、企業の収益が急激に悪化。生産の落ち込み（稼働率の低下）により設備の過剰感が増し、設備投資を手控える傾向が顕著になっており、直近は若干の回復が見られるものの、いまだ目標には達していない状況。

(全省庁ベース)

年・期		設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断 DI	
18年	I	62.2	年間 平均値 66.6	32.1	年間 平均値 31.3	0	年間 平均値 0.5
	II	65.4		30.6		1	
	III	67.5		31		1	
	IV	71.3		31.3		0	
19年	I	75.4	年間 平均値 71.8	30.7	年間 平均値 28.3	▲ 1	年間 平均値 0.5
	II	71.6		29.8		0	
	III	69.9		27.1		2	
	IV	70.3		25.4		1	
20年	I	71	年間 平均値 70.8	26.3	年間 平均値 25.0	2	年間 平均値 5
	II	71.8		24.5		4	
	III	71.9		26.3		5	
	IV	68.4		22.9		9	
21年	I	64.8	年間 平均値 58.8	19.3	年間 平均値 19.6	18	年間 平均値 18.5
	II	62.2		18.9		20	
	III	55.8		19.3		19	
	IV	52.5		20.7		17	
22年	I	51.1	年間 平均値 53.1	21.6	年間 平均値 23.5	13	年間 平均値 10.5
	II	51.1		22.4		12	
	III	55.1		24.9		9	
	IV	55.2		25.2		8	

平成 24 年度以降も引き続き本措置を継続することで、設備投資の活性化を図っていく必要がある。平成 23 年度及び 24 年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。

	23 年度	24 年度
設備投資対キャッシュフロー比率	58.1	63.1
設備投資実施企業割合	28.5	33.1
生産・営業用設備判断 DI	5.5	0.5

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 24 年度～25 年度）

我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復といえる状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いており、設備投資を手控えする傾向が顕著となっている。このような厳しい経済情勢の中にあつて、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するための施策を廃止した場合、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していくことが出来なくなるおそれがある。

本税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値として、設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算した結果、本税制措置による減収額に対して、1.22 倍の設備投資押し上げ効果が得られるという試算がある。

他方、近年、中国等のアジア諸国の企業の競争力向上、EU 等における環境規制の強化、東日本大震災による原発事故や相次ぐ製品事故等に伴う品質・性能に対する消費者の安全意識の高まり等の環境変化を受け、製品の品質向上に資する設備の導入ニーズが高まっているところ。

厳しい内外環境の中で、自立的な成長発展を目指す中小企業を強力に支援するため、税制面においても、品質・生産性の向上に資する度量衡器、試験機器及び測定機器を中小企業投資促進税制の対象として加えることにより、中小企業の品質・生産性向上のための取り組みを強力に後押しすることが必要。

《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 18 年度～25 年度）

本税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本税制措置による減収額に対して、1.22 倍の設備投資押し上げ効果が得られているとの試算がある（注 1）。これを基に、マクロ的な経済効果を試算した場合、設備投資増加額は 789 億円となり（注 2）、これによる GDP 押し上げ効果は 915 億円、各産業への生産誘発効果は 1,750 億円、雇用誘発効果は 12,466 人と試算される（注 3）。

適用期間が延長された場合の平成 24、25 年度においても、引き続き本税制措置による同様の設備投資・GDP 押し上げ等が期待される。

（※上記の試算は、平成 23 年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング株式会社への委託事業の一環として実施したものであり、暫定的なもの。）

（注 1） 設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算したもの。

（注 2） 中小企業投資促進税制の減収額をベースに試算している。

（注 3） GDP 押し上げ効果の算出に当たっては、代表的なマクロ計量モデルにおける公共投資乗数効果を用いた（複数のモデルの平均値を採用）。生産誘発額については、GDP 押し上げ効果（金額）を産業別の中小企業投資額に応じて産業別の最終需要増加額を推計し、これに産業連関表のレオンチェフ逆行列係数を乗じて算出した。また、この生産誘発額に産業連関表の雇用係数を乗じて雇用誘発効果を算出した。

また、減収額と達成目標の実現状況を対比すると以下のとおり。

年度	減収額 (億円)	設備投資対 キャッシュ フロー比率 (%)	設備投資 実施企業割合 (%)	生産・営業用 設備判断 DI
18	2,110	66.6	31.3	0.5
19	2,300	71.8	28.3	0.5
20	2,560	70.8	25.0	5.0
21	2,500	58.8	19.6	18.5
22	1,288	53.1	23.5	10.5
23	1,486	58.1	28.5	5.5
24	1,419	63.1	33.1	0.5

我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復といえる状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いており、設備投資を手控えする傾向が顕著となっている。

しかし、本税制措置は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって設備投資へのインセンティブとなる。

加えて、本税制措置では、中小企業の設備投資を幅広く支援するため、ほぼすべての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化や生産性向上に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。

将来的にも、引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。

9 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

経済全体として設備投資を手控えする傾向が顕著となっている中であっても、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却（償却費用の前倒し）による投下資金の早期回収が可能な税制措置を講じることは、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で、必要不可欠な施策である。

中小企業の設備投資は、その企業の資金状況や業況等により左右されるため、最近の著しい技術革新の中で時代に即応した中小企業の機動的な投資を促進するためには、設備投資に際して多くの選択肢を持つことが有益である。よって、ほぼすべての業種で利用可能であり、対象設備も広い本税制措置は必要不可欠である。さらに、取得価格の下限額を設定することによって設備の近代化・生産性の向上等を後押ししている。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制措置は、中小企業等の幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げを図ることを通じて、中小企業の経営安定を図ることを目的としているものであるが、本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性向上を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制の拡充・延長【地方税】 (地方税7)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	中小企業者等が特定機械装置等の取得をした場合には、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除について、器具備品の試験機器等を対象設備に追加した上で、その適用期限を2年間延長する(租税特別措置法第10条の3、第42条の6において措置された場合、国税との自動連動を図る。)
3	担当部局	情報流通行政局 情報流通振興課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8ト>以上→3.5ト>以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月までの適用期間延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月までの適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月までの適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日~同26年3月31日(2年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やICT化への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政策集 INDEX2009 では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用を大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。 中小企業白書(2010年版、閣議決定)において、中小企業投資促進税制は、「中小企業者の設備投資を促進し、生産性の向上を図る」措置として位置づけられている。 新経済成長戦略2008改訂版(閣議決定)において、「生産性向上を図るため」の措置として、中小企業投資促進税制が位置づけられている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 24年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成19年総務省訓令第60号)】 V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業における機械装置・ICT投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を進め、多様で効率的なサービスの提供を可能にすることにより、経済の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①～③の指標をすべて満たすことを目標とする。</p> <p>① 設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>② 設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>③ 生産・営業用設備DI (DI = 「過剰」 - 「不足」) ±5ポイント程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>また、本税制措置の適用期間中は、中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率、設備投資実施企業割合、生産営業用設備判断DIについて、前年平均値と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の実業性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることができる。</p> <p>上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで、設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。</p> <p>本税制措置非利用企業における設備投資対キャッシュフローが約49%であるのに対し、利用企業は約86%と目標の80%を超えており、本税制措置による投資拡大に寄与している。</p> <p>また、本税制措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本税制措置が影響した」と答えた企業は約51%であり、企業の設備投資実施を大きく後押ししている。</p>
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>(過去5年間の適用数)(全省庁ベース)</p> <p>平成18年度 64,341社 平成19年度 64,156社 平成20年度 44,810社 平成21年度 32,398社 平成22年度 40,497社</p> <p>(将来の推計)(全省庁ベース)</p> <p>平成23年度 39,687社 平成24年度 39,073社 平成25年度 38,469社</p> <p>※ 平成18～20年度は、中小企業庁のアンケート調査より本税制と少額特例の利用者数比を算出し、それを中小企業実態基本調査の少額特例利用法人数に乗じて本税制の利用者数を推計</p> <p>※ 平成21～25年度は、本税制の対象となっている設備毎に中小企業実態基本調査等を元に設備取得額を算出し、それら合計額の年度毎の伸び率を乗じて推計</p>

平成 21 年度会社標本調査によると、本特例の利用中小法人は約 3 万 1 千法人となっており、想定外に僅少ではない。
 また、ほぼすべての業種がこの税制の適用対象となっており、税制の利用状況（平成 22 年度に中小企業庁が実施したアンケート調査）を見ても、以下のとおり想定外に特定の者に偏ってはいない。

業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業
割合(%)	12.1	34.7	9.0	11.0	17.5
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他
割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9

② 減収額

（過去 5 年間の減収額試算）（全省庁ベース）
 平成 19 年度 2,300 億円
 平成 20 年度 2,560 億円
 平成 21 年度 2,500 億円
 平成 22 年度 1,288 億円
 平成 23 年度 1,322 億円 （出典：財務省による試算）
 （将来の推計）（全省庁ベース）
 平成 24 年度 1,419 億円 （中小企業庁による試算）
 ※ 本税制の対象となっている設備ごとに中小企業実態基本調査等を基に設備取得額を算出し、減収額を推計

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 18 年度～25 年度）
 本税制は、一定の価格要件を課すことにより生産性の高い設備取得を促進するものであり、実際に約 3 万社の中小企業に利用されている。さらに、本税制による設備投資の押し上げ効果が 1.22 倍と測定されており、経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備や ICT 化への投資の加速に寄与していることが伺える。

8 ①に記載のとおり、将来的にも引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 18 年度～25 年度）

平成 16 年（2004 年）以降、平成 20 年（2008 年）第三四半期まで設備投資は堅調に推移（企業の投資性向である「設備投資対キャッシュフロー比率」も上昇傾向で推移）。しかし、平成 20 年第四四半期以降、世界的な金融危機を背景とする景気の急落により、企業の収益が急激に悪化。生産の落ち込み（稼働率の低下）により設備の過剰感が増し、設備投資を手控える傾向が顕著になっており、直近は若干の回復が見られるものの、いまだ目標には達していない状況。

(全省庁ベース)

年・期		設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断 DI	
18年	I	62.2	年間 平均値 66.6	32.1	年間 平均値 31.3	0	年間 平均値 0.5
	II	65.4		30.6		1	
	III	67.5		31		1	
	IV	71.3		31.3		0	
19年	I	75.4	年間 平均値 71.8	30.7	年間 平均値 28.3	▲ 1	年間 平均値 0.5
	II	71.6		29.8		0	
	III	69.9		27.1		2	
	IV	70.3		25.4		1	
20年	I	71	年間 平均値 70.8	26.3	年間 平均値 25.0	2	年間 平均値 5
	II	71.8		24.5		4	
	III	71.9		26.3		5	
	IV	68.4		22.9		9	
21年	I	64.8	年間 平均値 58.8	19.3	年間 平均値 19.6	18	年間 平均値 18.5
	II	62.2		18.9		20	
	III	55.8		19.3		19	
	IV	52.5		20.7		17	
22年	I	51.1	年間 平均値 53.1	21.6	年間 平均値 23.5	13	年間 平均値 10.5
	II	51.1		22.4		12	
	III	55.1		24.9		9	
	IV	55.2		25.2		8	

平成 24 年度以降も引き続き本措置を継続することで、設備投資の活性化を図っていく必要がある。平成 23 年度及び 24 年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。

	23 年度	24 年度
設備投資対キャッシュフロー比率	58.1	63.1
設備投資実施企業割合	28.5	33.1
生産・営業用設備判断 DI	5.5	0.5

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 24 年度～25 年度）

我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復といえる状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いており、設備投資を手控えする傾向が顕著となっている。このような厳しい経済情勢の中にあつて、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するための施策を廃止した場合、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していくことが出来なくなるおそれがある。

本税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値として、設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算した結果、本税制措置による減収額に対して、1.22 倍の設備投資押し上げ効果が得られるという試算がある。

他方、近年、中国等のアジア諸国の企業の競争力向上、EU 等における環境規制の強化、東日本大震災による原発事故や相次ぐ製品事故等に伴う品質・性能に対する消費者の安全意識の高まり等の環境変化を受け、製品の品質向上に資する設備の導入ニーズが高まっているところ。

厳しい内外環境の中で、自立的な成長発展を目指す中小企業を強力に支援するため、税制面においても、品質・生産性の向上に資する度量衡器、試験機器及び測定機器を中小企業投資促進税制の対象として加えることにより、中小企業の品質・生産性向上のための取り組みを強力に後押しすることが必要。

《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 18 年度～25 年度）

本税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本税制措置による減収額に対して、1.22 倍の設備投資押し上げ効果が得られているとの試算がある（注 1）。これを基に、マクロ的な経済効果を試算した場合、設備投資増加額は 789 億円となり（注 2）、これによる GDP 押し上げ効果は 915 億円、各産業への生産誘発効果は 1,750 億円、雇用誘発効果は 12,466 人と試算される（注 3）。

適用期間が延長された場合の平成 24、25 年度においても、引き続き本税制措置による同様の設備投資・GDP 押し上げ等が期待される。

（※上記の試算は、平成 23 年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング株式会社への委託事業の一環として実施したものであり、暫定的なもの。）

（注 1） 設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算したもの。

（注 2） 中小企業投資促進税制の減収額をベースに試算している。

（注 3） GDP 押し上げ効果の算出に当たっては、代表的なマクロ計量モデルにおける公共投資乗数効果を用いた（複数のモデルの平均値を採用）。生産誘発額については、GDP 押し上げ効果（金額）を産業別の中小企業投資額に応じて産業別の最終需要増加額を推計し、これに産業連関表のレオンチェフ逆行列係数を乗じて算出した。また、この生産誘発額に産業連関表の雇用係数を乗じて雇用誘発効果を算出した。

また、減収額と達成目標の実現状況を対比すると以下のとおり。

年度	減収額 (億円)	設備投資対 キャッシュ フロー比率 (%)	設備投資 実施企業割合 (%)	生産・営業用 設備判断 DI
18	2,110	66.6	31.3	0.5
19	2,300	71.8	28.3	0.5
20	2,560	70.8	25.0	5.0
21	2,500	58.8	19.6	18.5
22	1,288	53.1	23.5	10.5
23	1,486	58.1	28.5	5.5
24	1,419	63.1	33.1	0.5

我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復といえる状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いており、設備投資を手控えする傾向が顕著となっている。

しかし、本税制措置は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって設備投資へのインセンティブとなる。

加えて、本税制措置では、中小企業の設備投資を幅広く支援するため、ほぼすべての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化や生産性向上に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。

将来的にも、引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。

9 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

経済全体として設備投資を手控えする傾向が顕著となっている中であっても、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却（償却費用の前倒し）による投下資金の早期回収が可能な税制措置を講じることは、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で、必要不可欠な施策である。

中小企業の設備投資は、その企業の資金状況や業況等により左右されるため、最近の著しい技術革新の中で時代に即応した中小企業の機動的な投資を促進するためには、設備投資に際して多くの選択肢を持つことが有益である。よって、ほぼすべての業種で利用可能であり、対象設備も広い本税制措置は必要不可欠である。さらに、取得価格の下限額を設定することによって設備の近代化・生産性の向上等を後押ししている。

		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制措置は、中小企業等の幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げを図ることを通じて、中小企業の経営安定を図ることを目的としているものであるが、本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性向上を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例【国税】（国税7）（法人税：義）	
2	要望の内容	中小企業者が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度として、全額損金算入（即時償却）の適用期限を 2 年間延長する。	
3	担当部局	情報流通行政局 情報流通振興課	
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長（平成 20 年 3 月までの適用期間の延長） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月までの適用期間の延長） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月までの適用期間の延長）	
6	適用又は延長期間	平成 24 年 4 月 1 日～同 26 年 3 月 31 日（2 年間）	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、未曾有の経済危機及び震災等による直接的・間接的な影響の中で一層厳しい経営環境に置かれている中小企業に対して事務負担の軽減を図るとともに、小規模企業を中心に事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政策集 INDEX2009 では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>24 年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>【総務省政策評価基本計画（平成 19 年総務省訓令第 60 号）】</p> <p>V. 情報通信（ICT 政策）</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>VI. 郵政行政</p> <p>郵政行政の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業の中でも、特に規模の小さい企業において本措置が多く活用されており、事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主に関しては、平成 24 年に実施する「個人企業経済調査」（総務省）での従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコンの利用割合 5 割への到達を目指す。法人に関しては、平成 24 年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）での従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合が、20 名以上の企業の水準である 9 割への到達を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>個人事業主：「個人企業経済調査」（総務省）での従業員 20 名未満の事業者におけるパソコン利用割合</p> <p>法人：「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）での従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p>

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業の中でも、特に規模の小さい企業においては、経理担当の人員が少なく、適時適切な経営状況の把握もままならない状況である。資金調達環境や新規顧客開拓に困難を有する中小企業においては、少ない経理体制の中で効率的な事務を行うことが非常に重要であり、本措置により償却資産管理や納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン導入等事務の効率化に資する設備投資を促進する意義は非常に大きい。</p> <p>本措置により事務処理能力・事業効率の向上が図られた場合、少ない人員の経理体制の中でも適時正確な経営成績の把握が可能となり、事業見通しの分析や財務諸表の信用力が向上することによって、新規顧客開拓や金融調達環境の改善に寄与する。また、経理能力の向上は、正規の簿記の原則に従って記録し、その帳簿書類に基づいた貸借対照表、損益計算書を確定申告に添付させる「青色申告」の利用インセンティブにも繋がり、中小企業施策の一層の普及・活用を促進することとなり、これらから、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p>																																																
8 有効性等	① 適用数等	<p>各年度における適用企業数及び損金算入金額(全省庁ベース) (過去5年分)</p> <table border="1"> <tr><td>平成17年度</td><td>222,811社</td><td>377,926百万円</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>219,819社</td><td>142,403百万円</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>289,794社</td><td>222,348百万円</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>321,090社</td><td>202,899百万円</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>280,524社</td><td>167,325百万円</td></tr> </table> <p>(将来推計)</p> <table border="1"> <tr><td>平成22年度</td><td>288,097社</td><td>171,842百万円</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>231,341社</td><td>137,989百万円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>211,676社</td><td>126,260百万円</td></tr> </table> <p>(出典)「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)</p> <p>※ 算定根拠は、別紙参照</p> <p>本税制措置は、小規模企業を始めとして多くの企業が利用している。本措置の平成21年度の利用実績の詳細は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人(全中小法人数:1,428,557社) 黒字中小法人数:387,139社(1,428,557社×27.1%) 本措置を利用した中小法人数:172,885社(44.7%) 従業員数20名以下 123,751社(71.6%) 従業員数21名以上 49,134社(28.4%) 個人事業主(全個人事業主数:2,221,952社) 本措置を利用した個人事業主数:107,639社(4.8%) <p>(出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成21年度「会社標本調査」(国税庁)</p> <p>また、すべての業種がこの税制の適用対象となっており、利用状況(平成22年中小企業実態調査)を見ても、以下のとおり特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>情報通信業</th> <th>運輸業</th> <th>卸売業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.0</td> <td>18.6</td> <td>3.4</td> <td>2.9</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>小売業</th> <th>不動産業</th> <th>飲食・宿泊業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.4</td> <td>8.3</td> <td>6.2</td> <td>14.0</td> <td>7.4</td> </tr> </tbody> </table>	平成17年度	222,811社	377,926百万円	平成18年度	219,819社	142,403百万円	平成19年度	289,794社	222,348百万円	平成20年度	321,090社	202,899百万円	平成21年度	280,524社	167,325百万円	平成22年度	288,097社	171,842百万円	平成23年度	231,341社	137,989百万円	平成24年度	211,676社	126,260百万円	業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業	割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4
平成17年度	222,811社	377,926百万円																																																
平成18年度	219,819社	142,403百万円																																																
平成19年度	289,794社	222,348百万円																																																
平成20年度	321,090社	202,899百万円																																																
平成21年度	280,524社	167,325百万円																																																
平成22年度	288,097社	171,842百万円																																																
平成23年度	231,341社	137,989百万円																																																
平成24年度	211,676社	126,260百万円																																																
業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業																																													
割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7																																													
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他																																													
割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4																																													

	② 減収額	<p>(過去5年間の減収額試算)(全省庁ベース)</p> <p>平成18年度 410億円 平成19年度 460億円 平成20年度 520億円 平成21年度 290億円 平成22年度 164億円</p> <p>(将来の推計)(全省庁ベース)</p> <p>平成23年度 268億円 平成24年度 245億円</p> <p>※ 算定根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度～23年度は、財務省による試算 平成24年度は、財務省による平成23年度の減収試算額に日銀短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)の伸び率(平成23年6月調査における平成22年度実績値と平成23年度計画値の平均値)を掛けて算出。
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年4月～同26年3月)</p> <p>本措置が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備 パソコン:37.5%(法人のみ) ○ 本措置を利用したことによる効果 全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0% パソコン導入による事務の効率化:28.2% パソコン導入による経理事務の効率化:18.3% <p>本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係) 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。 ・経済波及効果 本特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。 <p>(出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年4月～同26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業におけるパソコン利用状況(括弧内は、平成22年要望時) <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主 従業員数20名未満:27.6%(前回28.5%:前回比▲0.9ポイント) 従業員数20名以上:71.4%(前回85.7%:前回比▲14.3ポイント) ・法人 従業員数20名未満:64.9%(前回75.1%:前回比▲10.2ポイント) 従業員数20名以上:90.4%(前回91.7%:前回比▲1.3ポイント) <p>(出典) 個人事業主:平成20、22年「個人企業経済調査」(総務省) 法人:平成20、22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)から算出</p> <p>個人事業主に関しては、平成22年「個人企業経済調査」(総務省)における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合は、27.6%となっている。平成15年(措置創設時)の19.6%と比較すれば一定の効果が見られるが、目標である5割には未達。</p>

法人に関しては、平成 22 年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)における従業員 20 名未満の企業のパソコンの利用割合は 64.9%であり、目標である 9 割には未達。平成 23 年度及び 24 年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。

- ・ 個人事業主
従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50%
- ・ 法人
従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90%

平成 23 年度中小企業税制に関するアンケート調査によると、本措置を利用した企業のうち、今後も本措置を利用して設備等の購入をしたいと回答した企業の割合が 83.9%に上るなど、将来においても、本措置を利用した設備投資の促進による事務効率の向上と、中小企業の活力向上及び我が国経済の活性化が見込まれることから、目標達成のためには、本措置が引き続き必要である。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 22 年 4 月～同 26 年 3 月)

本措置が延長されない場合、法人 172,885 社、個人企業 107,639 社、合計 280,524 社に影響が及ぶ。投資額としては 167,325 百万円が縮小。

なお、本措置は、中小法人のうち、83.9%が今後利用の意向あり、延長されない場合、事務効率化を意図した少額設備投資の鈍化が予想される。

(出典)

平成 22 年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)

平成 23 年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)

《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年 4 月～同 26 年 3 月)

本措置が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。

- 直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備
パソコン:37.5%(法人のみ)
- 本措置を利用したことによる効果(法人のみ)
全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0%
パソコン導入による事務の効率化:28.2%
パソコン導入による経理事務の効率化:18.3%

本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。

・ 回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係)
少額特例利用額が 1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が 0.17%増加する。

・ 経済波及効果

本特例により、中小企業全体の労働生産性を 4.5%押し上げる効果がある。

(出典)平成 22 年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)

平成 23 年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)

これらの効果の結果、達成目標である従業員 20 名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合の低減抑制に寄与しているものと考えられる。

		減収額と達成目標の実現状況との対比			
		年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数 20 名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数 20 名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)
		20	520	28.5	75.1
		22	164	27.6	64.9
		24	245	50.0	90.0
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、中小企業の事務負担の軽減、事務の効率化により、中小企業の活力向上を志向した措置。補助金やその他の規制など、一時的な制度では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与することが考えられるが、圧縮記帳の導入や、償却資産の管理など、事務負担については増加が見込まれ、抜本的な中小企業の活力向上に寄与しない。よって、本措置は、租税特別措置によるべき制度である。		
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業における事務負担の軽減等による経営基盤の強化を図るための本特例と、設備投資の促進により生産性の向上等を図るための中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制とは、そもそも、政策目的が異なる。 このため、対象設備について、本特例では、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産としているとともに、中古設備も対象となっているのに対し、中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制では、最低取得価額が高額（例えば、機械装置であれば 160 万円）のものとしており、両者は切り分けがなされている。		
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置によって、相対的に経理面の人員が少数である中小企業の実情を踏まえると、少額減価償却資産の即時償却を認めることにより、償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等、中小企業の実態に即した効果が得られるほか、地方公共団体における償却資産に対する徴税事務の効率化に資する。		
10	有識者の見解	—			
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—			

○少額特例利用企業数

平成21年度（実績）法人：172,885社（注1）
個人：107,639社（注1）
合計：280,524社

平成22年度（推計値） 法人：172,885社×1.027（注2）＝177,552社
個人：107,885社×1.027（注2）＝110,545社
合計：288,097社

平成23年度（推計値） 法人：177,552社×0.803（注3）＝142,574社
個人：110,545社×0.803（注3）＝88,767社
合計：231,341社

平成24年度（推計値） 法人：142,574社×0.915（注4）＝130,455社
個人：88,767社×0.915（注4）＝81,221社
合計：211,676社

平成25年度（推計値）平成24年度と同様。

○少額特例損金算入金額

平成21年度（実績）法人：114,248百万円（注1）
個人：53,077百万円（注1）
合計：167,325百万円

平成22年度（推計値） 法人：114,248×1.027（注2）＝117,332百万円
個人：53,077×1.027（注2）＝54,510百万円
合計：171,842百万円

平成23年度（推計値） 法人：117,332×0.803（注3）＝94,218百万円
個人：54,510×0.803（注3）＝43,771百万円
合計：137,989百万円

平成24年度（推計値） 法人：94,218×0.915（注4）＝86,209百万円
個人：43,771×0.915（注4）＝40,051百万円
合計：126,260百万円

平成25年度（推計値）平成24年度と同様。

（注1）少額減価償却資産の損金算入特例の利用企業数及び損金算入額

H22年中小企業実態基本調査（中小企業庁）における平成21年度実績額

（注2）設備投資伸び率（平成22年度分）

日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率（実績値）：+2.7%

（注3）設備投資伸び率（平成23年度）

日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率（計画値）：▲19.7%

（注4）設備投資伸び率（平成24年度）

（注2）及び（注3）の単純平均値で推移するものと仮定。

$(2.7\% \triangle 19.7\%) \div 2 = \triangle 8.5\%$

平成25年度以降の設備投資額は平成24年度の設備投資額と同水準（▲8.5%）で推移するものと仮定。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長【地方税】 (地方税8)(法人住民税、事業税:義)	
2	要望の内容	中小企業者が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度として、全額損金算入(即時償却)の適用期限を 2 年間延長する(国税との自動連動を図る。)	
3	担当部局	情報流通行政局 情報流通振興課	
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長(平成 20 年 3 月までの適用期間の延長) 平成 20 年度 2 年間の延長(平成 22 年 3 月までの適用期間の延長) 平成 22 年度 2 年間の延長(平成 24 年 3 月までの適用期間の延長)	
6	適用又は延長期間	平成 24 年 4 月 1 日～同 26 年 3 月 31 日(2 年間)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、未曾有の経済危機及び震災等による直接的・間接的な影響の中で一層厳しい経営環境に置かれている中小企業に対して事務負担の軽減を図るとともに、小規模企業を中心に事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政策集 INDEX2009 では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	24 年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成 19 年総務省訓令第 60 号)】 V. 情報通信(ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の中でも、特に規模の小さい企業において本措置が多く活用されており、事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主に関しては、平成 24 年に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコンの利用割合 5 割への到達を目指す。法人に関しては、平成 24 年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合が、20 名以上の企業の水準である 9 割への到達を目指す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員 20 名未満の事業者におけるパソコン利用割合 法人:「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業の中でも、特に規模の小さい企業においては、経理担当の人員が少なく、適時適切な経営状況の把握もままならない状況である。資金調達環境や新規顧客開拓に困難を有する中小企業においては、少ない経理体制の中で効率的な事務を行うことが非常に重要であり、本措置により償却資産管理や納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン導入等事務の効率化に資する設備投資を促進する意義は非常に大きい。</p> <p>本措置により事務処理能力・事業効率の向上が図られた場合、少ない人員の経理体制の中でも適時正確な経営成績の把握が可能となり、事業見通しの分析や財務諸表の信用力が向上することによって、新規顧客開拓や金融調達環境の改善に寄与する。また、経理能力の向上は、正規の簿記の原則に従って記録し、その帳簿書類に基づいた貸借対照表、損益計算書を確定申告に添付させる「青色申告」の利用インセンティブにも繋がり、中小企業施策の一層の普及・活用を促進することとなり、これらから、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p>																																																
8 有効性等	① 適用数等	<p>各年度における適用企業数及び損金算入金額（全省庁ベース） （過去5年分）</p> <table border="1"> <tr><td>平成17年度</td><td>222,811社</td><td>377,926百万円</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>219,819社</td><td>142,403百万円</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>289,794社</td><td>222,348百万円</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>321,090社</td><td>202,899百万円</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>280,524社</td><td>167,325百万円</td></tr> </table> <p>（将来推計）</p> <table border="1"> <tr><td>平成22年度</td><td>288,097社</td><td>171,842百万円</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>231,341社</td><td>137,989百万円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>211,676社</td><td>126,260百万円</td></tr> </table> <p>（出典）「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）</p> <p>※ 算定根拠は、別紙参照</p> <p>本税制措置は、小規模企業を始めとして多くの企業が利用している。本措置の平成21年度の利用実績の詳細は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人（全中小法人数：1,428,557社） 黒字中小法人数：387,139社（1,428,557社×27.1%） 本措置を利用した中小法人数：172,885社（44.7%） 従業員数20名以下 123,751社（71.6%） 従業員数21名以上 49,134社（28.4%） 個人事業主（全個人事業主数：2,221,952社） 本措置を利用した個人事業主数：107,639社（4.8%） <p>（出典）平成22年「中小企業実態基本調査」（中小企業庁） 平成21年度「会社標本調査」（国税庁）</p> <p>また、すべての業種がこの税制の適用対象となっており、利用状況（平成22年中小企業実態調査）を見ても、以下のとおり特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>情報通信業</th> <th>運輸業</th> <th>卸売業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.0</td> <td>18.6</td> <td>3.4</td> <td>2.9</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>小売業</th> <th>不動産業</th> <th>飲食・宿泊業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.4</td> <td>8.3</td> <td>6.2</td> <td>14.0</td> <td>7.4</td> </tr> </tbody> </table>	平成17年度	222,811社	377,926百万円	平成18年度	219,819社	142,403百万円	平成19年度	289,794社	222,348百万円	平成20年度	321,090社	202,899百万円	平成21年度	280,524社	167,325百万円	平成22年度	288,097社	171,842百万円	平成23年度	231,341社	137,989百万円	平成24年度	211,676社	126,260百万円	業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業	割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4
平成17年度	222,811社	377,926百万円																																																
平成18年度	219,819社	142,403百万円																																																
平成19年度	289,794社	222,348百万円																																																
平成20年度	321,090社	202,899百万円																																																
平成21年度	280,524社	167,325百万円																																																
平成22年度	288,097社	171,842百万円																																																
平成23年度	231,341社	137,989百万円																																																
平成24年度	211,676社	126,260百万円																																																
業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業																																													
割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7																																													
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他																																													
割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4																																													

	② 減収額	<p>(過去5年間の減収額試算)(全省庁ベース)</p> <p>平成18年度 410億円 平成19年度 460億円 平成20年度 520億円 平成21年度 290億円 平成22年度 164億円</p> <p>(将来の推計)(全省庁ベース)</p> <p>平成23年度 268億円 平成24年度 245億円</p> <p>※ 算定根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度～23年度は、財務省による試算 平成24年度は、財務省による平成23年度の減収試算額に日銀短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)の伸び率(平成23年6月調査における平成22年度実績値と平成23年度計画値の平均値)を掛けて算出。
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年4月～同26年3月)</p> <p>本措置が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備 パソコン:37.5%(法人のみ) ○ 本措置を利用したことによる効果 全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0% パソコン導入による事務の効率化:28.2% パソコン導入による経理事務の効率化:18.3% <p>本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係) 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。 ・ 経済波及効果 本特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。 <p>(出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年4月～同26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業におけるパソコン利用状況(括弧内は、平成22年要望時) <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業主 従業員数20名未満:27.6%(前回28.5%:前回比▲0.9ポイント) 従業員数20名以上:71.4%(前回85.7%:前回比▲14.3ポイント) ・ 法人 従業員数20名未満:64.9%(前回75.1%:前回比▲10.2ポイント) 従業員数20名以上:90.4%(前回91.7%:前回比▲1.3ポイント) <p>(出典) 個人事業主:平成20、22年「個人企業経済調査」(総務省) 法人:平成20、22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)から算出</p> <p>個人事業主に関しては、平成22年「個人企業経済調査」(総務省)における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合は、27.6%となっている。平成15年(措置創設時)の19.6%と比較すれば一定の効果が見られるが、目標である5割には未達。</p>

法人に関しては、平成 22 年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）における従業員 20 名未満の企業のパソコンの利用割合は 64.9%であり、目標である 9 割には未達。平成 23 年度及び 24 年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。

- ・ 個人事業主
従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50%
- ・ 法人
従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90%

平成 23 年度中小企業税制に関するアンケート調査によると、本措置を利用した企業のうち、今後も本措置を利用して設備等の購入をしたいと回答した企業の割合が 83.9%に上るなど、将来においても、本措置を利用した設備投資の促進による事務効率の向上と、中小企業の活力向上及び我が国経済の活性化が見込まれることから、目標達成のためには、本措置が引き続き必要である。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 22 年 4 月～同 26 年 3 月）

本措置が延長されない場合、法人 172,885 社、個人企業 107,639 社、合計 280,524 社に影響が及ぶ。投資額としては 167,325 百万円が縮小。なお、本措置は、中小法人のうち、83.9%が今後利用の意向あり、延長されない場合、事務効率化を意図した少額設備投資の鈍化が予想される。（出典）

平成 22 年「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）

平成 23 年「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）

《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 22 年 4 月～同 26 年 3 月）

本措置が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。

- 直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備
パソコン：37.5%（法人のみ）
- 本措置を利用したことによる効果（法人のみ）
全額必要経費算入による経理事務負担減少：48.0%
パソコン導入による事務の効率化：28.2%
パソコン導入による経理事務の効率化：18.3%

本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。

- ・ 回帰分析による定量分析（労働生産性と少額特例利用額の関係）
少額特例利用額が 1%増加すると、従業員一人当たりの売上高（労働生産性）が 0.17%増加する。

- ・ 経済波及効果

本特例により、中小企業全体の労働生産性を 4.5%押し上げる効果がある。

（出典）平成 22 年「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）

平成 23 年「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）

これらの効果の結果、達成目標である従業員 20 名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合の低減抑制に寄与しているものと考えられる。

		減収額と達成目標の実現状況との対比			
		年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数 20 名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数 20 名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)
		20	520	28.5	75.1
		22	164	27.6	64.9
		24	245	50.0	90.0
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、中小企業の事務負担の軽減、事務の効率化により、中小企業の活力向上を志向した措置。補助金やその他の規制など、一時的な制度では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与することが考えられるが、圧縮記帳の導入や、償却資産の管理など、事務負担については増加が見込まれ、抜本的な中小企業の活力向上に寄与しない。よって、本措置は、租税特別措置によるべき制度である。		
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業における事務負担の軽減等による経営基盤の強化を図るための本特例と、設備投資の促進により生産性の向上等を図るための中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制とは、そもそも、政策目的が異なる。 このため、対象設備について、本特例では、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産としているとともに、中古設備も対象となっているのに対し、中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制では、最低取得価額が高額（例えば、機械装置であれば 160 万円）のものとしており、両者は切り分けがなされている。		
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置によって、相対的に経理面の人員が少数である中小企業の実情を踏まえると、少額減価償却資産の即時償却を認めることにより、償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等、中小企業の実態に即した効果が得られるほか、地方公共団体における償却資産に対する徴税事務の効率化に資する。		
10	有識者の見解	—			
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—			

○少額特例利用企業数

平成21年度（実績）法人：172,885社（注1）

個人：107,639社（注1）

合計：280,524社

平成22年度（推計値） 法人：172,885社×1.027（注2）＝177,552社

個人：107,885社×1.027（注2）＝110,545社

合計：288,097社

平成23年度（推計値） 法人：177,552社×0.803（注3）＝142,574社

個人：110,545社×0.803（注3）＝88,767社

合計：231,341社

平成24年度（推計値） 法人：142,574社×0.915（注4）＝130,455社

個人：88,767社×0.915（注4）＝81,221社

合計：211,676社

平成25年度（推計値）平成24年度と同様。

○少額特例損金算入金額

平成21年度（実績）法人：114,248百万円（注1）

個人：53,077百万円（注1）

合計：167,325百万円

平成22年度（推計値） 法人：114,248×1.027（注2）＝117,332百万円

個人：53,077×1.027（注2）＝54,510百万円

合計：171,842百万円

平成23年度（推計値） 法人：117,332×0.803（注3）＝94,218百万円

個人：54,510×0.803（注3）＝43,771百万円

合計：137,989百万円

平成24年度（推計値） 法人：94,218×0.915（注4）＝86,209百万円

個人：43,771×0.915（注4）＝40,051百万円

合計：126,260百万円

平成25年度（推計値）平成24年度と同様。

（注1）少額減価償却資産の損金算入特例の利用企業数及び損金算入額

H22年中小企業実態基本調査（中小企業庁）における平成21年度実績額

（注2）設備投資伸び率（平成22年度分）

日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率（実績値）：+2.7%

（注3）設備投資伸び率（平成23年度）

日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率（計画値）：▲19.7%

（注4）設備投資伸び率（平成24年度）

（注2）及び（注3）の単純平均値で推移するものと仮定。

$(2.7\% \triangle 19.7\%) \div 2 = \triangle 8.5\%$

平成25年度以降の設備投資額は平成24年度の設備投資額と同水準（▲8.5%）で推移するものと仮定。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置【国税】 【新設・延長・拡充】 （国税8）（法人税：義）
2	要望の内容 （情報通信産業振興地域） ①対象事業の見直し ・情報通信産業へのインターネット付随サービス業（ASP等）の追加 ・情報通信技術利用事業へのBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）の追加 ②投資税額控除の拡充 ・控除率の拡大 機械等・15%⇒25%、建物等・8%⇒15% ・建物と建物付属設備同時取得要件の廃止 ・投資税額控除の法人税額20%限度要件の撤廃 ・最低取得価格の引下げ 1000万円以上⇒機械等・280万円以上、建物等・500万円以上 ・取得価格上限（20億円）の緩和 ③特別償却の新設（投資税額控除との選択制） ・償却率 機械等・50%、建物等・25% ・建物と建物付属設備の別取得の適用 （情報通信産業特別地区） ①対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。 ②対象業種として、バックアップセンター、セキュリティデータセンター（個人情報保護データセンター等）等を追加 ③対象地域として、うるま市を追加。 ④適用対象法人の要件緩和 ・「新設から10年」を「認定から10年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。 ・「専ら」要件を緩和。 ⑤所得控除率の拡大 35%⇒55%
3	担当部局 総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 沖縄国際情報特区構想推進室
4	評価実施時期 平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 平成10年 情報通信産業振興地域 創設 平成14年 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設 平成19年 5年間延長。情報通信業特別地区における認定法人の所得控除等の5年間延長及び拡充（常時使用人数要件20名以上を10名以上）
6	適用又は延長期間 5年間延長（平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 情報通信技術は、距離や時間を超越してヒト、モノ、カネ、情報を結びつけることが可能であり、島しょ県である沖縄において大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくいことから、情報通信関連産業は、観光産業に続く沖縄のリーディング産業として、今後とも期待される分野である。これまで、労働集約型のコールセンターの集積が進んできたが、今後は、BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）関連企業の更なる集積など一層の高付加価値化への取組が急務であり、沖縄の自立的経済の構築にとって必要不可欠である。 近年、アジア諸国の成長が著しく、クラウドコンピューティングやオフショアリングなど新たな分野の発展も背景として、アジアに近い沖縄の地理的特性は改めて注目されている。今後、我が国の産業がアジアをはじめとしたグローバルな事業展開を行う際に沖縄の果たす役割は大きく、沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントとなる。 《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）

	② 政策体系における政策目的の位置付け	24年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画（平成19年総務省訓令第60号）】 V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進																			
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成を図ることを目標とする。特に、情報通信関連産業の集積は、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、他の産業の高度化・多様化への波及効果によって、産業振興に寄与することが期待できる。</p> <p>そのため、本制度では、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における企業の集積（進出企業数）及び同企業等の進出によって生じる雇用者数を測定指標として制度を評価する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>平成33年度 達成目標</p> <p>○情報通信産業就業者数 5.5万人雇用 （平成22年度時点で25,339人の実績）</p> <p>○企業誘致数 300社 （平成24年から）</p> <p>なお、本制度は、沖縄振興特別措置法に基づき制度化されており、同措置法の時限期間である10年間を目標時期としている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られる。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																			
8 有効性等	① 適用数等	<p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等</p> <p>・平成14～21年度 累計20件</p> <p>近年の実績（過去5年間）</p> <table border="1" data-bbox="507 1294 1428 1482"> <tr> <td rowspan="2">投資 税額 控除</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td rowspan="2">累計</td> </tr> <tr> <td colspan="5">免除額(件数)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>408(5)</td> <td>458(6)</td> <td>2(2)</td> <td>248(1)</td> <td>271(1)</td> <td>2,324 (20)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">額単位 百万円</p> <p>・平成33年度までに 累計36件適用見込み</p>	投資 税額 控除	H17	H18	H19	H20	H21	累計	免除額(件数)						408(5)	458(6)	2(2)	248(1)	271(1)	2,324 (20)
投資 税額 控除	H17	H18		H19	H20	H21	累計														
	免除額(件数)																				
	408(5)	458(6)	2(2)	248(1)	271(1)	2,324 (20)															
	② 減収額	<p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における事業所税等地方税の適用実績等</p> <p>・平成14～21年度 累計 2,324百万円</p> <p>近年の実績（過去5年間）【適用数の項から再掲】</p> <table border="1" data-bbox="507 1742 1428 1930"> <tr> <td rowspan="2">投資 税額 控除</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td rowspan="2">累計</td> </tr> <tr> <td colspan="5">免除額(件数)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>408(5)</td> <td>458(6)</td> <td>272(2)</td> <td>24(1)</td> <td>271(1)</td> <td>2,324 (20)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">額単位 百万円</p> <p>・平成33年度までに 累計5,500百万円適用見込み</p>	投資 税額 控除	H17	H18	H19	H20	H21	累計	免除額(件数)						408(5)	458(6)	272(2)	24(1)	271(1)	2,324 (20)
投資 税額 控除	H17	H18		H19	H20	H21	累計														
	免除額(件数)																				
	408(5)	458(6)	272(2)	24(1)	271(1)	2,324 (20)															

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成10年～平成23年）</p> <p>本措置は新規立地企業の初期投資負担を軽減するものであり、情報通信産業の集積を促し、同産業への雇用の確保に寄与している。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成10年～平成23年）</p> <p>平成23年1月時点で、情報通信産業振興地域への進出企業数は216社であり、平成23年度目標の200社を達成している。</p> <p>また、進出企業による雇用者数が20,212人に達している。一方で、平成23年度の県内における情報通信関連産業の雇用者数の数値目標は33,700人であるのに対して平成22年度時点での県内実績は25,339人となっている。しかし、現在の数値目標が平成20年3月に22,400人から上方修正された目標であり、かつ、同年9月に生じたリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮すると、見直し前の当初目標を達成している現状は相当の成果を得ていると判断される。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成10年～平成23年）</p> <p>効果・達成目標の実現のとおり、施策効果は発揮されているところ情報通信産業振興地域制度が拡充又は延長されなかった場合その効果が減じられ、沖縄振興審議会にもある、観光産業に続くリーディング産業である情報通信産業の振興による経済発展が阻害される可能性が高い。特に、今後一層の集積に加えて、関連企業の高付加価値化による経営基盤等の強化を図っていくことが必要であり、租税特別措置の拡充延長が必要不可欠である。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 （分析対象期間：平成10年～平成23年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報通信産業に係る県内総生産の増加 1,391億円（平成12年度） → 2,252億円（平成18年度） ○雇用者数の増加 8,600人（平成12年度） → 25,339人（平成22年度） ○県外からの誘致企業数（累計） 54社（平成14年7月末） → 216社（平成22年度）
<p>9 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>情報通信関連産業は、沖縄におけるリーディング産業となっており、情報通信振興地域制度に係る税制インセンティブの強化を行うことにより、投資促進とともに、社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業の高度化・多様化への波及効果に寄与し、新たな雇用の創出及び積極的な人材育成を図ることができる。また、税制の活用は、沖縄特別措置法（法第31条 課税の特例等）に明示されているものである。</p> <p>さらに、情報通信関連企業のほとんどがインキュベーション施設等の建物を賃借しており、また、自社の業務にあわせた建物のカスタマイズが必要となるため、建物と附属設備の同時取得要件を緩和することが合理的であるなど、今回の税制要望による拡充を図るべきものである。</p> <hr/> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算措置等直接的な重複はないが、必要に応じて予算措置と税制制度の役割分担によって、企業立地促進及び立地企業振興の双方によって産業振興を図る。税制が、課税の対象となる法人全般に対して影響を与えるに対して、予算措置は、実施時点における政策の優先順位によって特定の分野に対して行われる。その相乗効果をもって情報通信産業分野に振興を図り、沖縄県の自立的経済の構築に資するものである。</p> <hr/> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置の要望は、沖縄県から提出されたものであり、本措置の実現により、沖縄県内の産業が活性化され、沖縄県及び県内の地方公共団体の税収の増加をもたらすと考えられる。</p>

<p>10 有識者の見解</p>	<p>沖縄振興審議会総合部会専門委員会報告：沖縄の振興についての調査審議結果報告（平成23年7月報告） （報告抜粋）</p> <p>Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって健闘すべき課題と方向性</p> <p>1. アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>「情報通信関連産業は、島しょ県である沖縄県においても、大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくく、観光産業に続く<u>沖縄のリーディング産業として、今後とも期待される分野である。</u>」</p> <p>「今後、我が国産業がアジアを始めとしたグローバルな事業展開を行う際に沖縄の果たす役割は極めて大きく、<u>沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントになる</u>」等の提言を受けている。</p> <p>沖縄振興審議会は、沖縄振興特別措置法により設置が定められており、他沖縄の振興に関する重要事項を調査審議するとともに、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることを所掌事務とし、沖縄県知事、議会関係者、学識経験者により組織されている。なお、専門委員会報告は、平成23年7月に開催された同審議会において了承されているものである。</p>
<p>11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>—</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置【地方税】 【新設・ <u>延長</u> ・ <u>拡充</u> 】 (地方税10)(法人住民税、事業税：義)
2	要望の内容	<p>情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区において、新設された、対象業種の事業用に供される施設に係る事業所税を減免する特例措置の適用期限(平成24年3月31日)を5年間延長する。</p> <p>(特例措置の具体的な内容) 事業所税のうち資産割の課税標準の特例の延長 事業所税 資産割 課税標準 1/2 (5年間)</p> <p>また、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区制度において対象事業の見直し(追加)等国税の拡充が認められた場合、併せて、法人税額の特別控除を行う。</p> <p>なお、国税で要望中の拡充内容は、情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、それぞれ、以下のとおり。</p> <p>(情報通信産業振興地域)</p> <p>①対象事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業へのインターネット付随サービス業(ASP等)の追加 ・情報通信技術利用事業へのBPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)の追加 <p>②投資税額控除の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の拡大 機械等・15%⇒25%、建物等・8%⇒15% ・建物と建物付属設備同時取得要件の廃止 ・投資税額控除の法人税額20%限度要件の撤廃 ・最低取得価格の引下げ 1,000万円以上⇒機械等・280万円以上、建物等・500万円以上 ・取得価格上限(20億円)の緩和 <p>③特別償却の新設(投資税額控除との選択制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償却率 機械等・50%、建物等・25% ・建物と建物付属設備の別取得の適用 <p>(情報通信産業特別地区)</p> <p>①対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。</p> <p>②対象業種として、バックアップセンター、セキュリティデータセンター(個人情報保護データセンター等)等を追加</p> <p>③対象地域として、うるま市を追加。</p> <p>④適用対象法人の要件緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新設から10年」を「認定から10年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。 ・「専ら」要件を緩和。 <p>⑤所得控除率の拡大 35%⇒55%</p>
3	担当部局	総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 沖縄国際情報特区構想推進室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年 創設(情報通信産業振興地域における特別土地保有税及び事業所税の非課税措置) 平成14年 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設 平成19年 5年間延長。情報通信業特別地区における認定法人の所得控除等の拡充(常時使用人数要件20名以上を10名以上)
6	適用又は延長期間	5年間延長(平成24年4月1日から平成29年3月31日まで)

7	必要性等	①	政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>情報通信技術は、距離や時間を超越してヒト、モノ、カネ、情報を結びつけることが可能であり、島しょ県である沖縄において大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくいことから、情報通信関連産業は、観光産業に続く沖縄のリーディング産業として、今後とも期待される分野である。これまで、労働集約型のコールセンターの集積が進んできたが、今後は、BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）関連企業の更なる集積など一層の高付加価値化への取組が急務であり、沖縄の自立的経済の構築にとって必要不可欠である。</p> <p>近年、アジア諸国の成長が著しく、クラウドコンピューティングやオフショアリングなど新たな分野の発展も背景として、アジアに近い沖縄の地理的特性は改めて注目されている。今後、我が国の産業がアジアをはじめとしたグローバルな事業展開を行う際に沖縄の果たす役割は大きく、沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントとなる。</p> <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）</p>																			
		②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>24年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>【総務省政策評価基本計画（平成19年総務省訓令第60号）】</p> <p>V. 情報通信（ICT政策）</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p>																			
		③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成を図ることを目標とする。特に、情報通信関連産業の集積は、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、他の産業の高度化・多様化への波及効果によって、産業振興に寄与することが期待できる。</p> <p>そのため、本制度では、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における企業の集積（進出企業数）及び同企業等の進出によって生じる雇用者数を測定指標として制度を評価する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>平成33年度 達成目標</p> <p>○情報通信産業就業者数 5.5万人雇用 （平成22年度時点で25,339人の実績）</p> <p>○企業誘致数 300社 （平成24年から）</p> <p>なお、本制度は、沖縄振興特別措置法に基づき制度化されており、同措置法の期限期間である10年間を目標時期としている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られる。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																			
			①	適用数等	<p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における事業所税等地方税の適用実績等</p> <p>・平成12～21年度 累計516件 近年の実績（過去5年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地方</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th rowspan="2">累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税適</td> <td colspan="5">免除額(件数)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用額等</td> <td>238 (58)</td> <td>210 (66)</td> <td>407 (79)</td> <td>205 (67)</td> <td>268 (70)</td> <td>1,895 (516)</td> </tr> </tbody> </table>	地方	H17	H18	H19	H20	H21	累計	税適	免除額(件数)						用額等	238 (58)	210 (66)	407 (79)
地方	H17	H18	H19	H20	H21	累計																	
税適	免除額(件数)																						
用額等	238 (58)	210 (66)	407 (79)	205 (67)	268 (70)	1,895 (516)																	

		額単位 百万円																												
		・平成33年度までに 累計1,400件適用見込み																												
	② 減収額	<p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における事業所税等地方税の適用実績等</p> <p>・平成12～21年度 1,895百万円 近年の実績（過去5年間）【適用数の項から再掲】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">地方 税適 用額 等</th> <th style="width: 10%;">H17</th> <th style="width: 10%;">H18</th> <th style="width: 10%;">H19</th> <th style="width: 10%;">H0</th> <th style="width: 10%;">H21</th> <th style="width: 10%;">累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="5">免除額(件数)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>238</td> <td>210</td> <td>407</td> <td>205</td> <td>268</td> <td>1,895</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(58)</td> <td>(66)</td> <td>(79)</td> <td>(67)</td> <td>(70)</td> <td>(516)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">額単位 百万円</p> <p>・平成33年度までに 累額5,400百万円適用見込み</p>	地方 税適 用額 等	H17	H18	H19	H0	H21	累計		免除額(件数)							238	210	407	205	268	1,895		(58)	(66)	(79)	(67)	(70)	(516)
地方 税適 用額 等	H17	H18	H19	H0	H21	累計																								
	免除額(件数)																													
	238	210	407	205	268	1,895																								
	(58)	(66)	(79)	(67)	(70)	(516)																								
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成10年～平成23年）</p> <p>本措置は新規立地企業の初期投資負担を軽減するものであり、情報通信産業の集積を促し、同産業への雇用の確保に寄与している。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成10年～平成23年）</p> <p>平成23年1月時点で、情報通信産業振興地域への進出企業数は216社であり、平成23年度目標の200社を達成している。</p> <p>また、進出企業による雇用者数が20,212人に達している。一方で、平成23年度の県内における情報通信関連産業の雇用者数の数値目標は33,700人であるのに対して平成22年度時点での県内実績は25,339人となっている。しかし、現在の数値目標が平成20年3月に22,400人から上方修正された目標であり、かつ、同年9月に生じたリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮すると、見直し前の当初目標を達成している現状は相当の成果を得ていると判断される。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成10年～平成23年）</p> <p>効果・達成目標の実現のとおり、施策効果は発揮されているところ情報通信産業振興地域制度が拡充又は延長されなかった場合その効果が減じられ、沖縄振興審議会にもある、観光産業に続くリーディング産業である情報通信産業の振興による経済発展が阻害される可能性が高い。特に、今後一層の集積に加えて、関連企業の高付加価値化による経営基盤等の強化を図っていくことが必要であり、租税特別措置の拡充延長が必要不可欠である。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成10年～平成23年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報通信産業に係る県内総生産の増加 1,391億円（平成12年度） → 2,252億円（平成18年度） ○雇用者数の増加 8,600人（平成12年度） → 25,339人（平成22年度） ○県外からの誘致企業数（累計） 54社（平成14年7月末） → 216社（平成22年度） 																												
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>情報通信関連産業は、沖縄におけるリーディング産業となっており、情報通信振興地域制度に係る税制インセンティブの強化を行うことにより、投資促進とともに、社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業の高度化・多様化への波及効果に寄与し、新たな雇用の創出及び積極的な人材育成を図ることができる。また、税制の活用は、沖縄特別措置法（法第31条 課税の特例等）に明示されているものである。</p>																												

		<p>さらに、情報通信関連企業のほとんどがインキュベーション施設等の建物を賃借しており、また、自社の業務にあわせた建物のカスタマイズが必要となるため、建物と附属設備の同時取得要件を緩和することが合理的であるなど、今回の税制要望による拡充を図るべきものである。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算措置等直接的な重複はないが、必要に応じて予算措置と税制制度の役割分担によって、企業立地促進及び立地企業振興の双方によって産業振興を図る。税制が、課税の対象となる法人全般に対して影響を与えるに対して、予算措置は、実施時点における政策の優先順位によって特定の分野に対して行われる。その相乗効果をもって情報通信産業分野に振興を図り、沖縄県の自立的経済の構築に資するものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置の要望は、沖縄県から提出されたものであり、本措置の実現により、沖縄県内の産業が活性化され、沖縄県及び県内の地方公共団体の税収の増加をもたらすと考えられる。</p>
10	有識者の見解	<p>沖縄振興審議会総合部会専門委員会報告：沖縄の振興についての調査審議結果報告（平成23年7月報告） （報告抜粋）</p> <p>Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって健闘すべき課題と方向性</p> <p>1. アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>「情報通信関連産業は、島しょ県である沖縄県においても、大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくく、観光産業に続く<u>沖縄のリーディング産業として、今後とも期待される分野である。</u>」</p> <p>「今後、我が国産業がアジアを始めとしたグローバルな事業展開を行う際に<u>沖縄の果たす役割は極めて大きく、沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントになる</u>」等の提言を受けている。</p> <p>沖縄振興審議会は、沖縄振興特別措置法により設置が定められており、他沖縄の振興に関する重要事項を調査審議するとともに、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることを所掌事務とし、沖縄県知事、議会関係者、学識経験者により組織されている。なお、専門委員会報告は、平成23年7月に開催された同審議会において了承されているものである。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—